



平成 30 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社高見沢サイバネティックス  
代表者名 代表取締役社長 高見澤 和夫  
( J A S D A Q ・ コード番号 : 6 4 2 4 )  
問合せ先 取締役管理本部長 高橋 利明  
電 話 0 3 - 3 2 2 7 - 3 3 6 1

## 「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、平成 30 年 4 月 24 日開催の取締役会において、一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

尚、改定箇所は下線で示しております。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人が、倫理・法令を遵守するためにとるべき行動の基準を示した「行動規範」及び「倫理法令遵守（コンプライアンス）規程」を制定する。
- ② 当社の代表取締役を委員長とした「倫理法令遵守（コンプライアンス）委員会」を設置し、当社グループの取締役及び使用人を対象とした研修会を開催する等、コンプライアンス体制を構築・維持する体制を整える。
- ③ 業務執行部門から独立したコンプライアンス統括室は、定期的にコンプライアンス体制の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気付いた場合に、通報又は相談できる体制として、内部通報窓口を設置する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ各部門の代表者で構成する危機管理プロジェクトを設置する。危機管理プロジェクトは、当社グループの経営に係わる全てのリスクを抽出・分析し、諸規程の整備をはじめとした対応策を検討する。検討結果は、取締役会に適時報告する。
- ② コンプライアンス統括室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の監督並びに経営上の重要事項についての意思決定を行う。また、経営方針の徹底と迅速化及び業務遂行の明確化を図るため、取締役・監査役・各事業部長・室長・センター長及び当社グループ会社の代表者で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する意思決定を行う。
- ② 中期経営計画及び年度経営計画を作成し、当社グループの統一目標を設定する。目標達成に向け、各部門において具体策を立案・実行させ、取締役会及び経営会議にて進捗状況の管理・監督を行う。
- ③ 業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程に基づいて権限の委譲が行われ、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、適切な経営管理を行う。
- ② 当社で月に1度開催している経営会議に子会社の代表者を出席させ、業務の状況に関する報告を受ける。また、適時重要事項の事前協議を行う。
- ③ 当社より取締役または監査役を派遣して、子会社の運営を監視・監督及び監査し、グループの経営方針に沿って適正に運営されているか確認をする。
- ④ 当社監査役及びコンプライアンス統括室の監査は、子会社も対象として実施する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議し、必要に応じて補助すべき使用人を指名する。

### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 指名された使用人は、監査役を補助する期間は監査役の指揮命令の下で行動し、その命令に関する取締役、コンプライアンス統括室長等からの指揮命令は一切受けない。
- ② 使用人の任命・解任・人事評価等については、監査役会の同意を必要とする。

## 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握できる体制にする。また、監査役が必要と判断したときは、その求めに応じて当社グループの取締役及び使用人は書類の提出、報告を行う。
- ② 倫理法令遵守規程に基づいて適切な運用を維持することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ③ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は、経営の透明性と監視機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- ② 監査役は、コンプライアンス統括室と緊密な連携を保ち、必要に応じてコンプライアンス統括室に調査を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ④ 監査役がその職務の執行にかかる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

## 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制システムを整備、構築する。
- ② 内部統制システムは継続的に評価し、必要な是正を行うことで、有効かつ適正に機能する体制を整える。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を基本方針として定める。
- ② 不当要求や妨害行為等が発生した場合は、所轄警察署や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、迅速に対応できる体制を整える。

以上